

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案の概要

農林水産省食料産業局
環境省環境再生・資源循環局

1. 趣旨

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 15 条第 7 項において準用する同条第 6 項の規定に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）では、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された 2030 年までの国際開発目標（「SDGs」）を受け、家庭系食品ロスについて、2030 年までに 2000 年度比で半減させる目標が設定され、事業系食品ロスについては、今後、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成 27 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）において目標を設定することとされた。

これを受け、中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会において、現行の食品リサイクル制度の施行点検を行ったところ、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制に係る取組を促すことが重要であるとの意見が出された。

この意見を踏まえ、食品廃棄物等の発生の抑制に係る食品関連事業者の講ずべき措置の一部を見直すこととし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令を改正する。

2. 改正の概要

食品廃棄物等の発生の抑制（第 3 条関係）

- ・食品の販売における売れ残りを抑制するための工夫については、仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこととしていたが、仕入れ及び販売の方法の部分を削除し、食品の販売における売れ残りを抑制するための工夫は仕入れ及び販売の方法の工夫に限らないこととする。
- ・食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さ及び食べ残しを減少させるための工夫については、食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこととしていたが、メニューの部分を削除し、メニューの工夫に限らずに調理残さ及び食べ残しを減少させる工夫を行うこととする。

3. スケジュール（予定）

平成 31 年 4 月 公布日施行